第48回衆議院議員総選挙臨時啓発事業計画

第１　趣　旨

明るい選挙を実現するためには、有権者一人ひとりがこの選挙の重要性を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加することが大切である。

このため、今回の選挙においては、有権者が自らの意思を表明する大切な機会であるとの認識のもと、「明るい選挙の推進」と「投票総参加」の呼びかけを重点とした各種の啓発事業を行うものとする。

また、期日前投票をはじめとした各種制度の内容等についても、周知徹底を図るものとする。

第２　キャッチコピー（統一標語）

「　わたしの想い　形にしよう　この一票　」

第３　重点事項

１　明るい選挙の推進

有権者に対し、国政における衆議院の役割についての認識を深め、候補者や政党等の主義・主張を十分見極め、選挙の正しいルールを守って、自ら進んで投票をするよう呼びかけるとともに、候補者や政党等に対しても、選挙のルールを守り、政策や主義・主張を正しく有権者に訴えるよう呼びかけ、明るい選挙を推進する。

２　投票総参加の推進

今回の選挙は、国民が政治に参加する最も重要な機会であり、投票に参加することが主権者たる国民の権利であるとともに責務であることを呼びかけ、投票への総参加を推進する。

３　投票制度の周知

期日前投票制度及び郵便等投票制度など投票環境の向上のために創設された制度について引き続き周知するとともに、国外における不在者投票や在外投票制度についても周知を行う。

また、公職選挙法や政治資金規正法による連座制、政治活動に関する寄附の制限等についても、候補者、政党及び有権者等に周知徹底を図り、きれいな選挙を推進する。

さらに、同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われることから、投票の順序、投票用紙の色等、投票の方法についての周知を十分に行い、無効投票の防止を図る。

第４　運動の進め方

１　県及び市町の選挙管理委員会は、明るい選挙推進協議会と相互に密接な連携を保ちつつ、各報道機関や社会教育機関等の協力のもと全県的な啓発活動を展開するとともに、国や（公財）明るい選挙推進協会が行う事業とも連携を図るものとする。

2　県及び市町選挙管理委員会は、各報道機関に対して、啓発事業の実施状況や有権者への周知事項等に関する資料及び情報を積極的に提供し、この運動に対する県民の理解が深まるように努める。

第５　運動の内容

１　県が行う事業

(1) 啓発イベント

県民一人ひとりが選挙の意義を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守って自ら進んで投票に参加するよう、県選挙管理委員会及び県明るい選挙推進協議会等が共催して、人が多く集う場所において啓発イベントを実施するとともに、県内市町の協力を得て、県内各拠点地区において県下一斉街頭啓発を実施する。

(2) インターネットのホームページやSNSによる啓発

ホームページを開設して、投票日・投票時間・選挙権年齢の引下げ・期日前投票制度のしくみ等の周知を行うとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

また、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて、投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。

(3) 新聞による啓発

新聞広告により投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。

新　聞	朝日新聞、産経新聞、四国新聞、毎日新聞、読売新聞

(4) ポスター・チラシによる啓発

投票日の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけのためのポスター及びチラシを作製する。

ポスターについては、集客力のある大型小売店舗、若年層を中心に多くの人々が使用するＪＲ・私鉄の電車・バスの車内や駅構内等に掲出するとともに、市町及び県の出先機関等に配布・掲出する。

また、チラシについては、市町の協力を得て県内全戸に配布するとともに、啓発イベント等でも配布する。

種　　別	作製枚数	掲　示　期　間
一般掲示用ポスター	1,200枚	選挙期間中
車内・駅構内用ポスター	450枚	投票日までの12～15日間
チラシ	450,000枚	県内全戸配布・街頭啓発等で配布

(5) 広告塔・立看板・懸垂（横断）幕による啓発

投票日やキャッチコピー（統一標語）を表示した広告塔・立看板・懸垂（横断）幕を設置し、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種　　別	設置数	設　置　場　所	設 置 期 間
広告塔	１基	丸亀市	選挙期間中
立看板	３基	県庁舎前・瓦町駅前広場	
懸垂（横断）幕	49流	市町庁舎・県広報船	

(6) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種　別	台　数	期　　間
広報車	４台	投票日までの７日間
広報船	１隻	投票日までの３日間

(7) ホームページバナーによる啓発

ホームページ広告用に縦横比率の異なる３種類のバナー（W180px×H36px、W160px×H80px、W234px×H60px）を作製し、県・市町ホームページ等に配置して、香川県選挙管理委員会の衆議院議員総選挙特設ホームページへのリンクを設定することにより、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(8) ボディーパネルによる啓発

県・市町の使用する公用車に投票日が記載されたボディーパネルを貼付することにより、投票日の周知を行う。

対　　象	作　製　枚　数
県・市町公用車	160枚

(9) 店内放送・レシートによる啓発

県内の百貨店・大型小売店舗・商店街に依頼し、店内放送やレシート広告により投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(10) 県の広報媒体による啓発

県の広報媒体を活用し、投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(11) メールマガジンによる啓発

県や県内大学のメールマガジンを利用して啓発を行う。

(12) その他の啓発資材による啓発

投票日の周知と投票総参加の呼びかけのために、投票日やキャッチコピー（統一標語）を表示した啓発資材を作製し、啓発イベントその他の啓発事業を通じて配布する。

(13) 若年層を対象とした啓発事業

選挙権年齢の引下げに関し、若年層への啓発に重点を置いた啓発事業を実施する。

(14) その他

市町選挙管理委員会、市町教育委員会等の協力を得て、有権者の選挙・政治に対する関心を深めるために、イベントや各種会合の場等を積極的に活用して啓発活動を行う。

2　市町が行う事業

(1) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。

(2) 広報誌等による啓発

市町の広報誌等を積極的に活用して、投票日・投票時間・期日前投票制度等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(3) 立看板・懸垂幕等による啓発

キャッチコピー（統一標語）を活用した立看板・懸垂幕等を設置し、投票日を周知するとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

(4) 防災行政無線等による啓発

放送の内容については、選挙の意義・投票日・投票時間・期日前投票制度等についての周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけとする。

また、放送に際しては、効果的な時期を選定するよう配慮する。

(5) イベントなどの活用による啓発

市町のイベントや各種学校・講座等の場において、積極的な啓発活動を展開し、有権者の選挙への関心を高める。

(6) 街頭啓発の実施及び啓発資材の配布による啓発

選挙期間中において、投票日・投票時間・選挙権年齢の引下げ・期日前投票制度等の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけを行うために、市町明るい選挙推進協議会等の協力を得て、街頭啓発を実施して啓発チラシ等の資材を配布する。

また、啓発チラシについては、各市町の実情に即した方法で、全戸に配布できるよう配慮する。